

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 伊東 忠重 様 〒100-0005 日本国 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内 MY PLAZA（明治安田生命ビル） 1 6階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">（法施行規則第40条の2） [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 NTD19024PCT	発送日 （日.月.年） 26.05.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/010588	国際出願日（日.月.年） 11.03.2020	優先日（日.月.年） 29.03.2019
国際特許分類（IPC） G02B 5/30(2006.01)i; B32B 7/023(2019.01)i; B32B 17/10(2006.01)i; G02F 1/1335(2006.01)i FI: G02B5/30; B32B7/023; B32B17/10; G02F1/1335 510		
出願人（氏名又は名称） 日東電工株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 13.05.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 後藤 慎平 20 4007 電話番号 03-3581-1101 内線 3271
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-16	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-16	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-16	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 2016-148848 A (日東電工株式会社) 18.08.2016(2016-08-18)
 [特許請求の範囲], [0018] - [0026], [0087] - [0088], [図1] & JP 2012-237965 A
 & JP 2018-156086 A
 文献2: W0 2013/175767 A1 (コニカミノルタ株式会社) 28.11.2013(2013-11-28)
 請求の範囲 & US 2015/0146294 A1 CLAIMS & CN 104335085 A &
 KR 10-2015-0004835 A & TW 201409094 A

請求項1-16に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。
 文献1の [特許請求の範囲], [0018] - [0026], [図1] 等に、画像表示装置に用いられる2つの偏光板を含む積層体であって、液晶パネルの視認側の積層体 (第1の光学フィルムに対応) として、前面透明板 (ガラス板)、第1の偏光板、粘着剤層をこの順に有し、液晶セルの視認側と反対側の積層体 (第2の光学フィルムに対応) として、粘着剤層、第2の偏光板を有することが記載されている。

また、文献1の [0087] に、偏光板と液晶セルとの貼り合わせに用いられる粘着剤層の厚さを1~500µmとすることが記載されており、液晶セルの視認側と反対側の積層体における粘着剤層の厚さを請求項1に記載のように、50µm以上200µm以下とすることは当業者が適宜なし得ることである。

さらに、文献1に記載された前面透明板について、ガラス板を用いた場合の膜厚について明示されていないが、文献2の請求の範囲等に記載されるように、表示装置の前面透明板として、1~200µmの厚みを有するガラスフィルムを用いることは周知技術であって、当業者であれば当該ガラスフィルムは適宜採用し得るものである。

以上から、請求項1に係る発明は、文献1及び文献2に記載された発明より進歩性を有しない。
 なお、本国際出願に係る発明は、第2の粘着剤層の厚みを50µm以上200µm以下とすることで、第1のガラスフィルムの割れに対する耐性を向上できる旨を述べているが ([0063] 参照)、第1の光学フィルムと直接に接していない第2の光学フィルムを構成する第2の粘着剤層の厚みを特定することで、どのようにして第1のガラスフィルムの割れに対する耐性を向上することが可能なのか、その因果関係が不明であることを付記しておく。

請求項2-3について、文献1の [0088] に、偏光板が偏光子及び接着剤層を介して保護フィルムが積層された構成を有することが記載されている。積層順については当業者が適宜選択し得る事項に過ぎない。

請求項4について、文献1の [0088] に、位相差板を用い得ることが記載されている。
 請求項5-9について、上記と同様に、各層の積層順、層構成については、当業者が適宜選択し得る事項に過ぎない。

請求項10-13について、偏光板の吸収軸の配置関係については、IPS液晶表示装置の構成として一般的な構成であり、偏光板の吸収軸を短辺方向にするか長辺方向にするかは当業者が適宜選択し得る事項である。

請求項14について、上記参照。
 請求項15について、文献1の [0026] に、タッチパネルを設けることが記載されている。インセルタイプとすることは当業者が適宜選択し得る事項に過ぎない。
 請求項16について、耐薬品性が求められる画像表示装置に適用することは当業者が適宜なし得ることである。